

○相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

平成二十五年九月二十七日

告示第六十五号

改正 平成二六年六月一六日告示第五九号

(目的)

第一条 この要綱は、相馬市内に存する木造住宅の所有者が当該木造住宅の耐震診断及び補強計画（以下「耐震診断等」という。）を希望する場合、予算の範囲内において建築士等を派遣して耐震診断等を実施することにより木造住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修の財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」（以下「一般診断法」という。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- 二 補強計画 耐震診断の結果を踏まえ、木造住宅の所有者の住まい方に適した効率的な壁等の補強箇所の明示及び概算工事費の算出をいう。
- 三 耐震診断者 耐震診断等を行う者をいう。なお、耐震診断者は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属し、同法第五条に規定する建築士で、かつ、福島県が実施する木造住宅耐震診断等の業務に必要な講習会等を受講した者のうち、耐震診断者名簿に登録された者とする。

(対象住宅)

第三条 耐震診断者の派遣対象となる木造住宅（以下「対象住宅」という。）は、相馬市内に存し、かつ、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- 一 所有者が自ら居住する木造住宅
- 二 建築工事の着手が昭和五十六年五月三十一日以前にされた戸建て木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の二分の一未満のもの）を含む。）
- 三 在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法等による三階建て以下の木造住宅
- 四 過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない木造住宅（派遣の申込み）

第四条 耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者一人をいい、以下「申込者」という。）は、構造的に独立した棟毎に、相馬市木造住宅耐震診断者派遣申込書（様式第一号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に申し込まなければならない。

（派遣の決定）

第五条 市長は、前条の規定による派遣の申し込みがあつたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、派遣する耐震診断者を決定し、その旨を相馬市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（様式第二号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

3 市長は、前項の規定に基づき決定通知書の内容の変更をしたときは、相馬市木造住宅耐震診断者派遣決定変更通知書（様式第三号）により、速やかに申込書に通知するものとする。

（派遣の辞退）

第六条 申込者は、前条に定める決定通知書を受けた後において耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに相馬市木造住宅耐震診断者派遣辞退届（様式第四号）を市長に提出しなければならない。

（派遣決定の取り消し）

第七条 市長は、申込者が次のいずれかに該当すると認めたときは、

第五条第一項の派遣の決定を取り消すことができる。

一 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき

二 その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、相馬市木造住宅耐震診断者派遣取消通知書（様式第五号）により申込者に通知するものとする。

（耐震診断者の派遣）

第八条 市長は、第五条第一項の耐震診断者を決定したときは、速やかに当該耐震診断者を派遣しなければならない。

（派遣に要する費用）

第九条 耐震診断者の派遣に要する費用は、市が負担するものとする。

（派遣依頼者の費用負担額）

第十条 耐震診断者の派遣を受けた申込者は、前条に定める費用のほか、一の診断につき消費税及び地方消費税相当額を含む七千五百円を、診断終了直後、当該耐震診断者に支払うものとする。

（業務の委託）

第十一条 市長は、本事業に関する業務の全部又は一部を専門機関（以下「受託機関」という。）に委託することができる。

（診断等の結果の通知）

第十二条 受託機関は、耐震診断等の結果を相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断等結果通知書（様式第六号）により申込者に通知するものとする。

（申込者に対する情報の提供、助言及び勧告）

第十三条 市長は、申込者に対し、対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な限度において、耐震診断等の結果に基づく情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

（耐震診断者等の責務）

第十四条 耐震診断者及び受託機関は、本事業に関し知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該耐震診断等に関し、申込者から第十条に規定する費用負担額以外の金銭を受け取ること
- 二 申込者に対し、不必要な改修を勧めること
- 三 その他、耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと
(委任)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断者による耐震診断等の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

相馬市木造住宅耐震診断者派遣申込書

年 月 日

相馬市長

申込者

〒 ー

住所

ふりがな

氏名



電話

() ー

相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記の住宅について耐震診断者の派遣を申し込みます。

対象住宅の概要	所在地	
	用途	専用住宅／併用住宅（併用用途： ）
	構造／階数	木造（在来軸組・伝統的・枠組壁）／混構造／それ以外 平屋／2階／3階／それ以外
	床面積	1階： m ² 2階： m ² 3階： m ² 合計： m ² （併用面積* m ² ）
	建物建設時期 〔建築確認年月〕	昭和・大正・明治 年 月頃（新築時） 〔昭和 年 月 日（新築時） / 不明〕
	耐震診断等の履歴	初めて／本事業の診断等の履歴有り ／他（ ）の診断等の履歴有り
派遣を避けて欲しい曜日	月 曜 / 火 曜 / 水 曜 / 木 曜 / 金 曜	
派遣を避けて欲しいその他の日		
派遣を避けて欲しい時間帯	午 前 / 午 後 / 他（ ）	
【備考】		
整理番号	ー	審査欄

上記【備考】欄には、下記の内容等を記入してください。

- (1) 上記建物において増築・修繕・模様替え・用途変更などがあつた場合、その内容及び時期
- (2) 上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期

※併用面積については、合計床面積の内数で記入してください。

この申込書に、付近見取り図、建築確認通知書の写し及び概略平面図を添付してください。

第 号
年 月 日

様

相馬市長

印

相馬市木造住宅耐震診断者派遣決定通知書

年 月 日に申し込みのありました耐震診断者の派遣について、下記のとおり派遣する耐震診断者を決定しましたので、相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき通知いたします。

派遣業務の実施に当たっては、同要綱第11条の規定に基づき下記受託機関に業務の一部を委託しておりますのでご承知願います。

今後日程調整のうえ、この耐震診断者が耐震診断のために現地建物調査を行います。限られた時間内に効率よく適切に実施できるよう御協力の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 派遣する耐震診断者の氏名 建築設計事務所名
代表者名
耐震診断者：

- 2 上記派遣診断者の連絡先 電 話：（ ） —

- 3 現地建物調査の時期 年 月 日～ 年 月 日
の都合の良い日

- 4 耐震診断者派遣受託機関

(派遣に関する問合せ・連絡先) 電 話：（ ） —
F A X：（ ） —

第 号
年 月 日

様

相馬市長



相馬市木造住宅耐震診断者派遣決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知した耐震診断者の派遣決定について、下記のとおり通知内容を変更しましたので、相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第5条第3項の規定に基づき通知いたします。

派遣業務の実施に当たっては、同要綱第11条の規定に基づき下記受託機関に業務の一部を委託しておりますのでご承知願います。

今後日程調整のうえ、この耐震診断者が耐震診断のために現地建物調査を行います。限られた時間内に効率よく適切に実施できるよう御協力の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 派遣する耐震診断者の氏名 建築設計事務所名
代表者名
耐震診断者：

- 2 上記派遣診断者の連絡先 電 話：（ ） —

- 3 現地建物調査の時期 年 月 日～ 年 月 日
の都合の良い日

- 4 耐震診断者派遣受託機関

(派遣に関する問合せ・連絡先) 電 話：（ ） —
F A X：（ ） —

相馬市木造住宅耐震診断者派遣辞退届

年 月 日

相馬市長

申込者

〒 _____

住所 _____

ふりがな

氏名 _____



電話 (_____) _____

年 月 日付け 第 号で決定通知のありました耐震診断者の派遣について、
下記の理由により耐震診断者の派遣を辞退したいので、相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱
第6条の規定に基づき届け出します。

記

〔辞退する理由〕

様

相馬市長



相馬市木造住宅耐震診断者派遣取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した耐震診断者の派遣決定については、下記の理由により取り消しましたので、相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき通知いたします。

記

〔取り消した理由〕

第 号
年 月 日

様

（相馬市木造住宅耐震診断者派遣受託機関）

㊞

相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断等結果通知書

当（受託機関名）は、相馬市が実施する木造住宅耐震診断者派遣事業について、業務の一部を受託し、耐震診断等を実施いたしております。

このたび、あなたが相馬市に申込まれた木造住宅耐震診断者の派遣について、耐震診断等の結果がまとまりましたので、相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第12条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて送付いたします。

なお、近日中に、同様の結果を相馬市にも送付いたします。

また、この件に関する問い合わせは、下記をお願いいたします。

記

〔問い合わせ先〕

- ・診断等の結果の内容に関する質問・診断等の結果に対する対応について

建築設計事務所名

代表者名

耐震診断者：

電 話（ ） ー

- ・その他、事業全般について

相馬市建築課建築係 担当：

電 話（ ） ー